

# 令和8年度から 国民健康保険税の税率などが変わります

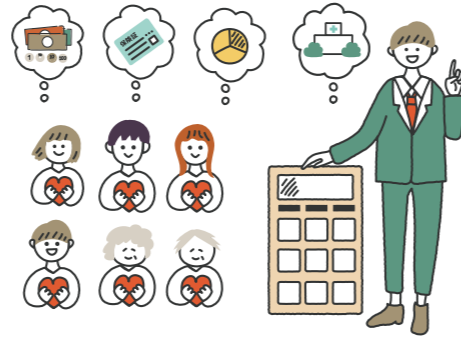
※詳しくは、国保年金課へ。

## ■税率改正について

被保険者の減少や医療費の増加、基金の状況などから、将来にわたって加入者の皆さんが安心して国民健康保険を利用できるよう、国民健康保険税の税率などの改正が必要となりました。

また、令和8年4月から「子ども・子育て支援金制度」が開始されるため「子ども・子育て支援金分」が新たに追加されます。

加入者の皆さんにはご負担をおかけすることになりますが、ご理解・ご協力をお願いします。



区分	項目	現行	改正後	現行比
医療給付費分	所得割率	7.90%	7.25%	- 0.65%
	均等割額	15,000円	29,500円	+ 14,500円
	平等割額	19,000円	22,000円	+ 3,000円
後期高齢者支援金等分	所得割率	2.6%	2.7%	+ 0.1%
	均等割額	7,000円	11,600円	+ 4,600円
	平等割額	6,000円	9,500円	+ 3,500円
介護納付金分	所得割率	1.0%	1.6%	+ 0.6%
	均等割額	4,700円	9,700円	+ 5,000円
	平等割額	2,500円	7,000円	+ 4,500円
子ども・子育て支援金分	所得割率		0.3%	0.3%
	均等割額	令和8年4月から新設	1,200円	1,200円
	18歳以上均等割額		100円	100円
	平等割額		800円	800円

- ◎医療給付費分…病気にかかった時などの医療給付費として被保険者全員が負担
- ◎後期高齢者支援金等分…後期高齢者医療保険制度への財源として被保険者全員が負担
- ◎介護納付金分…介護保険事業への納付金として40歳以上65歳未満の被保険者が負担
- ◎子ども・子育て支援金分…子ども・子育て支援金制度への納付金として被保険者全員が負担。ただし18歳未満の被保険者について均等割額は全額軽減。軽減された分は「18歳以上均等割」として、18歳以上の被保険者が、本来の均等割に加えて負担
- ◎所得割…前年中の総所得金額などから基礎控除額を差し引いた金額に所得割率を乗じて計算される額
- ◎均等割…被保険者1人につき負担する額
- ◎平等割…1世帯につき負担する額

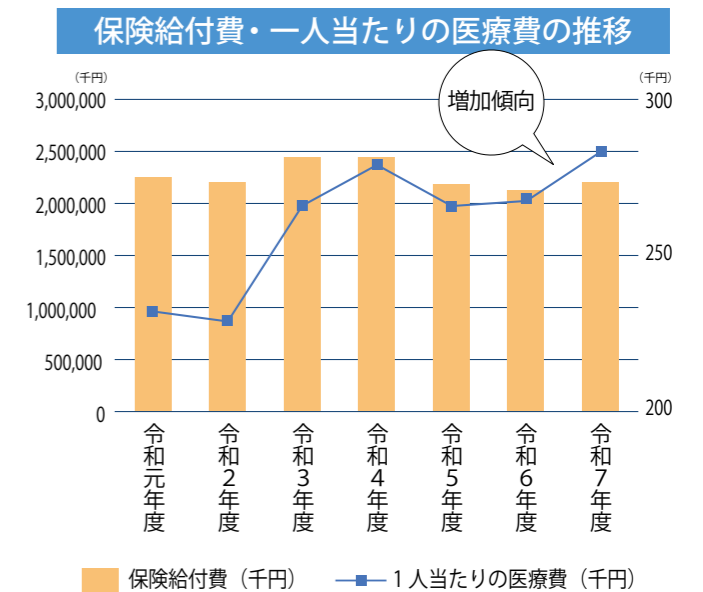
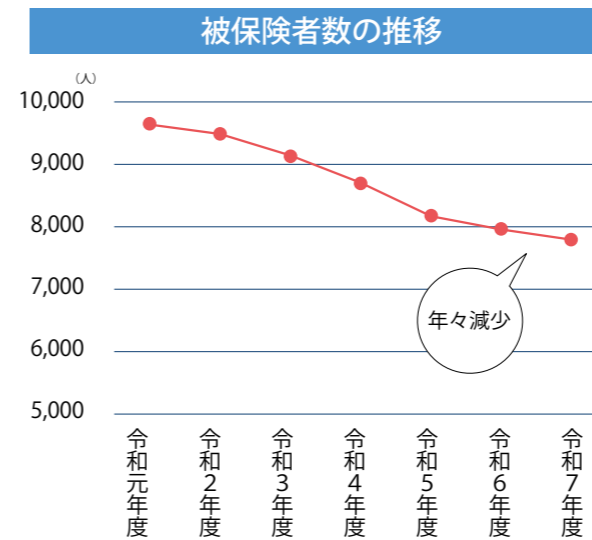
※改正された税率などについては、令和8年4月分から適用となり、7月に納付書を送付します。5月10日号では、モデルケースごとの税額を説明します。



## ■国民健康保険の現状

国民健康保険制度は、病気やけがをした時に安心して医療機関を受けられるように加入している皆さんが保険税としてお金を出し合い、互いに助け合う制度です。

しかしながら、本町の国民健康保険の被保険者は、高齢者の増加や社会保険適用者の拡大などにより、年々減少しています。その一方、医療の高度化などにより一人あたりの医療費は増加傾向にあり、今後も同様に推移していくことが見込まれます。



## ■本町の国民健康保険事業の状況

本町は、平成20年度に国民健康保険税の後期高齢者支援金分を追加して以降、平成30年度に資産割を廃止するなど、税率の低減に努め、県内でも低い税率を設定し、財政的な貯金にあたる基金を活用しながら、運営を行ってきました。

しかしながら、このままでは収入より支出が多い状況が続き、これまで収支の不足を補填してきた基金が令和8年度には底をつくことから、国民健康保険制度を安定的に運営していくことが困難になります。

